駐留軍用地跡地利用推進協議会（第１回）議事録

１、日　時：平成25年５月28日（火）16:40～17:25
２、場　所：中央合同庁舎第４号館12階共用1214特別会議室
３、出席者：
　○　山本　一太　　内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）
　○　島尻　安伊子　　内閣府大臣政務官
　○　仲井眞　弘多　　沖縄県知事
　○　謝花　喜一郎　　沖縄県企画部長
　○　翁長　雄志　　那覇市長
　○　佐喜眞　淳　　宜野湾市長
　○　松本　哲治　　浦添市長
　○　東門　美津子　　沖縄市長
　○　野国　昌春　　北谷町長
　○　新垣　邦男　　北中城村長

＜事務局＞
　○　清水　治　　内閣府審議官
　○　井上　源三　　政策統括官（沖縄政策担当）
　○　竹澤　正明　　沖縄振興局長
　○　藤本　一郎　　大臣官房審議官

○事務局　政務官がちょっと遅れておりますけれども、定刻になりましたので、これから第１回「駐留軍用地跡地利用推進協議会」を開催いたします。
　まず初めに出席者の方々を御紹介いたします。
　まず、山本沖縄担当大臣でございます。
　次に、仲井眞沖縄県知事でございます。
　次に、翁長那覇市長でございます。
　次に、佐喜眞宜野湾市長でございます。
　次に、松本浦添市長でございます。
　次に、東門沖縄市長でございます。
　次に、野国北谷町長でございます。
　次に、新垣北中城村長でございます。
　ちょっと遅れておりますけれども、先ほど申しましたように、本日は島尻大臣政務官にも御出席をいただく予定でおります。
　続きまして、開催に当たり、山本大臣から御挨拶申し上げます。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

はいさい。ぐすーよー　ちゅーうぃがなびら。

（こんにちは。みなさん、ご機嫌いかがですか。）

ちゅうや　いちゅなさぬ　なーか

（本日は、ご多忙のところ、）

とぅーくから　めんそーち　くぅぃみそーち

（遠路お越しくださいまして）

いっぺー　にふぇーでーびる。

（大変ありがとうございます。）

皆様におかれましては、日頃から、駐留軍用地跡地の利用の推進に御尽力されていることに対しまして、改めて敬意と感謝の意を表す次第でございます。

昨年４月に沖縄県の要望を十分に盛り込んだ跡地利用特措法が施行されました。駐留軍用地跡地の利用の推進は、沖縄の振興を図る上で、極めて重要な課題であり、国、沖縄県及び跡地関係市町村が連携して取り組んでいくことが求められております。

こうした中で、先般、米軍の施設・区域に関する統合計画が日米間で合意されました。返還予定の土地は、人口が集中する沖縄の中南部に所在しており、返還後に新たに生まれる利用可能な空間は、今後の沖縄の振興にとって、非常に大きな意味を持つものと私は考えております。

こうした状況を踏まえ、地元の皆様とも相談をし、跡地利用特措法に基づく協議会を設置するということとしたものであり、本日、第１回目の会議を開催できますことは、誠に意義深いことと考えております。

返還が見込まれる時期については、区域によって、比較的短いものから、時間を要するものまでさまざまではありますが、いずれにしても、地権者の合意形成や跡地利用の計画づくりなどの取組を一歩一歩進めていく、このことが非常に重要だと考えておりまして、国としても、そのための支援をしてまいりたいと考えております。

今後、協議会における協議を通じて、沖縄における跡地利用の推進に向けた取組が一層推進されますよう、心から御祈念を申し上げまして、簡単ではございますけれども、開催に当たっての沖縄担当大臣の御挨拶にかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○事務局　ただいま島尻大臣政務官が到着しましたので、あわせて御紹介させていただきます。

○島尻内閣府大臣政務官　よろしくお願いいたします。

○事務局　引き続きまして、仲井眞沖縄県知事から御挨拶をいただきたいと思います。

○仲井眞沖縄県知事　こんにちは。実は、私は標準語しか使えません。

大臣、そして、島尻先生、あとの方々、お忙しい中、こういう協議会の開催をしていただきまして、心から感謝いたします。

そして、我々は沖縄から、このメンバーで参上いたしました。

去年４月にいい法律を新しく作っていただきまして、当時、自由民主党さんはまだ野党だったんですが、内容はものすごくいいものです。当時、島尻先生をはじめ、沖縄の調査会の川口先生、自由民主党の皆さん、大勢でもって、内容を徹底していいものにしていただきました。当時も含め、県民は大変感謝いたしております。

そして、その中の協議会、あれから１年経ちましたけれども、いよいよ今日、初回です。先ほどの大臣のお話にありましたように、嘉手納より南の基地の返還の中身についても、つい先日、日米両政府の合意が発表されております。

内容につきましては、今、関係市町村の皆さんと一緒になって、沖縄の中の取りまとめをやっております。６月の半ばごろには内容を取りまとめて、政府に中身の御説明をいただきながらお願いしようということで、６月半ばにはまた参ります。これは軍転協という別の協議会がございます。そこを通じながら、なおこの協議会の中でも、跡地利用について、しっかりと政府のお力をいただきたいと思っております。これはもうちょっと時間が必要だと思っております。

何はともあれ、今日、こういう形で、この会議を開いていただいて、また、大臣の非常に力強い御挨拶も賜りました。これで我々も安心して沖縄に帰れますし、これから何度もこの協議会を開いていただいて、跡地利用の取組がしっかりとできますよう、御指導を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。

報道関係者の方は、ここで御退席願います。

なお、協議会終了後、午後18時頃から、４階共用419会議室にて、本日の協議の概要について説明する予定でございます。

（報道関係者退室）

○事務局　それでは、早速、議事に入りたいと存じます。

なお、本日、御発言の際には、テーブルにございますマイクのボタンをオンにしていただき、御発言が終わりましたら、オフに戻していただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず初めに、協議会の運営要領案について、事務局から説明をいたします。説明の後、議事進行につきましては、山本大臣にお願いいたします。

○事務局　それでは、運営要領案につきまして、御説明をさせていただきます。

資料１をご覧になっていただければと思います。よろしいでしょうか。

これは沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法、私どもは跡地利用特措法と呼んでおりますけれども、その30条第６項の規定に基づき定めるものでございます。

１条は、総則でございまして、運営に関しては、要領の規定するところによるというものでございます。

２条は、協議会の構成員でございますけれども、１項、構成員は別紙のとおりとする。次のページに書いてございますけれども、本日、御出席されている方々でございます。

２項でございますけれども、法30条第１項の規定に基づき、内閣総理大臣が国務大臣を指定した場合、その他必要な場合は、構成員の追加等を行うとしております。必要に応じて、構成員として、関係大臣等の追加を行うということでございます。

３項でございますけれども、協議内容に応じて、関係する構成員による協議会を開催することができるとしておるものでございます。これは個別地域の跡地について、必要に応じて、大臣、知事、一部の市町村長の方と協議することも可能とするものでございます。具体的な進め方は、今後、相談をさせていただきたいと考えております。

３条でございます。主宰でございますけれども、内閣府特命担当大臣が主宰をすることでございます。

４条、協議会の公開等でございますけれども、原則として、非公開とするとしております。ただ、本日も冒頭はカメラ撮りをさせていただいておりますし、また、終了後、事務局から会議の概要につきまして、記者ブリーフィングを行うことにしております。

２項、配付資料は原則として公開でございます。

３項、議事録につきましては、作成をし、原則として公開をすることとしております。

５条は、雑則でございます。

運営要領の案につきましての御説明は、以上でございます。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

御了承いただければ、今後、この要領に基づいて、協議会を運営してまいりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と声あり）

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございます。それでは、御異議がないようですので、本協議会の要領を原案どおり決定したいと存じます。

それでは、第２の議題である、跡地利用の推進に移ります。

まず初めに、跡地利用特措法の概要などについて、事務局から改めて御説明させていただきます。

○事務局　それでは、資料の２－１，２－２，２－３をご覧になっていただきたいと思います。

まず、資料２―１でございますけれども、これは法律の概要でございます。国の施策を中心に時系列的に整理をさせていただいているものでございます。

いわゆる２＋２の合意後でございますけれども、まず特定駐留軍用地の指定がございます。一定の要件を満たすものにつきまして、内閣総理大臣が指定をし、その上で県・市町村が公共用地の先行取得の手続を進めるものでございます。

２つ目でございますけれども、駐留軍用地への立入りのあっせんでございます。知事・市町村長から調査・測量の実施のあっせん申請を受けた場合、国はあっせんを実施と書い

ておりますけれども、あっせんを行わなければならない義務づけの規定でございます。

次に日米合同委員会合意後でございますけれども、拠点返還地の指定、そして、国の取組方針の策定がございます。広域的な見地から拠点となるものであり、一定の要件を満たすものにつきまして、拠点返還地として指定することとしております。この拠点返還地のうち、200ヘクタール以上につきましては、国の取組方針を策定することとされています。また、200ヘクタール未満につきましては、この協議会における協議によりまして、国の取組方針を策定することができるものとされております。

それから、支障除去措置でございますけれども、返還合意後、国は返還実施計画を定めなければならないとされていまして、それに基づきまして、土地所有者への引渡し前に、跡地を利用する上で支障となるものを除去することとしています。

返還日以降でございますけれども、給付金の支給手続きがございます。

一番最後は、本日開催させていただいております、この協議会の設置でございます。

次に資料２―２でございます。先ほどの資料の一番上の特定駐留軍用地の指定でございます。

黄色の部分は、既に昨年５月25日に指定をさせていただいております。

昨年４月27日の２＋２を受けたものでございますけれども、この中で、キャンプ瑞慶覧につきましては、具体的な返還区域が必ずしも特定されていないということで、今回の統合計画を踏まえ、要件を満たすものにつきましては、５月17日に指定をさせていただいております。それがブルーの部分でございます。喜舎場住宅地区につきましては、要件を満たしていないということで、今回、指定をしていないものでございます。

次は資料２―３でございます。この資料は、統合計画の概要を１枚にしたものであるわけでございます。

この資料の右下にピンク色の２つの囲みがございます。

上のほうでございますけれども、これはキャンプ瑞慶覧のうちの西普天間住宅地区でございますけれども、この地区につきましては、法律に基づきまして、今年３月14日、あっせんによる立入り調査を目視ではございますけれどもさせていただいております。

その下でございますけれども、こちらのほうは、牧港補給地区・北側進入路でございます。こちらにつきましては、５月16日に合同委員会におけます返還合意が既になされておりまして、５月23日に国から県と市に対しまして、返還の見通しの通知をさせていただいているものでございます。

簡単でございますけれども、法律の概要と、それに基づきます現在までの取組の状況についての説明を終わらせていただきます。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

続きまして、沖縄の資料について、謝花企画部長からお願いいたします。

○沖縄県企画部長　それでは、資料３に基づきまして、私から説明をさせていただきます。恐縮ですが、座ってさせていただきます。

資料３、参考資料として、パンフレット、青色の文字の『中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想』、それから『普天間飛行場の全体計画の中間取りまとめ』も、あわせて御参照いただければと思います。

１点目、沖縄県内では、これまで１万2,000ヘクタール余りの駐留軍用地が返還され、さまざまな跡地利用がなされてまいりました。特に中南部都市圏の跡地開発は、ハンビー飛行場跡地北谷北前地区や那覇新都心地区に代表されますように、都市の中核的施設を備えた市街地を形成し、大きな経済効果を生み出しているところであります。

返還が合意されております、嘉手納飛行場より南の駐留軍用地跡地は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、中南部都市圏の都市構造の歪みを是正し、県土の再編にもつながる大きなインパクトを持っているものと考えております。

このようなことから、沖縄県では、資料３の左側中ほどにございますように、関係市町村の協力を得まして、各跡地の機能と役割を明確にし、広域的見地から跡地利用の方向性を示した、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を今年１月に策定したところでございます。今後、広域構想の関係市町村の跡地利用計画への反映を促進し、跡地利用の具体化に向けた取組を進めていく所存でございます。

一方、普天間飛行場の跡地利用につきましては、大規模性や地理的位置などにより、沖縄全体の振興に影響が及ぶものと考えられることから、沖縄県と宜野湾市は、平成15年度から跡地利用計画策定に向けた取組を共同で進めてまいりました。今年３月には、沖縄県と宜野湾市が、道路や公園、緑地などの配置方針を示した中間段階の計画である、全体計画の中間取りまとめを策定したところでございます。今後、県民、地権者の意見を聴取し、計画内容の具体化を図り、跡地利用計画策定につなげていきたいと考えております。

跡地利用を円滑に推進するためには、跡地利用推進法第９条に基づく基地内への立入り調査の実施により、文化財調査や自然環境調査を実施し、また、法第12条の規定によります、土地の先行取得による公有地の拡大など、関係市町村と連携しながら、跡地利用推進法を活用した取組を着実に推進していくことが、重要であると考えております。

特に返還が２年後に迫っております、西普天間住宅地区につきましては、跡地利用推進法を活用した先行モデルとして、資料３の中段に書いてありますけれども、国に拠点返還地の指定をしていただくとともに、事業実施主体や重点的に推進すべき公共施設の整備、及び産業振興に関する国の取組方針を策定していただく必要があると考えているところでございます。

沖縄県としましては、今後は、立入り調査や現状回復、支障除去措置を所管する防衛省や外務省、また、公共事業を所管する国土交通省等の関係省庁との協議・調整が必要と考えており、今後、国・県・関係市町村が一体となって跡地利用に取り組み、広域構想の実現、ひいては県の構造の再編、沖縄全体の発展につなげていきたいと考えております。

内閣府をはじめとする関係省庁のお力添えをお願いいたしまして、私からの説明とさせていただきます。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

続きまして、御出席をいただいている皆様から、順次御発言をいただきたいと思います。

まずは翁長那覇市長、お願いいたします。

○翁長那覇市長

はいさい。ぐすーよー　ちゅーうがなびら。

（こんにちは。みなさん、ご機嫌いかがですか。）

那覇市長ぬ翁長雄志やいびーん。ゆたさるぐとぅ　うにげーさびら。

（那覇市長の翁長雄志でございます。よろしくお願いします。）

ちゅうや　うちなーのくとぅ　かんげーてぃきみそーいる

（今日は　沖縄のことを　考えてくださっている）

山本大臣が　うちなーぐちさーに　えーさち　ちかちきみそーち

（山本大臣が沖縄方言での挨拶をお聞かせくださいまして、）

いっぺー　ゆるくどーいびん。にふぇーでーびる。

（大変うれしく思います。ありがとうございます。）

分からなくて結構です。

今、知事からも御礼がありましたけれども、前の特措法に比べて、大変充実した跡地利用特措法で、今回こういう形で協議会が開催されましたことを、私からも感謝申し上げたいと思います。

これから何回も一歩一歩前に進めていくことになりますが、１つ全体的に言えると思うんですけれども、今後の跡地利用のことを考える場合、期限が十数年後またはその後ということになっているわけで、そのときに、小野寺防衛大臣から、文化財などがあるので、そういうのがぶつかったりすると、ちょっと面倒なことになるというお話がございましたので、ぜひ立入りのあっせんということの重要性が大きくなろうと思います。目視とか、いろいろ試掘調査などをやらないと、返されてからの順調なまちづくりができないと思います。

それから、土壌が汚染されている可能性が大変高いです。アメリカの閉鎖されている基地を４～５カ所ぐらい、十数年前に見てきたんですけれども、地下水をくみ上げて、きれいな水にするだけに15年かかりました。やはり、環境の除去というのも大変重要なことになろうと思いますので、返還を含めて、早目にあっせんが着手できるように、この協議会で議論できればありがたいと思っております。

それから、那覇市に関してでございますが、那覇港湾施設に特化して申し上げますと、地主１人当たりの所有面積は大変小さく、国有地の割合が37％ということで、大変高い特徴がございます。国有地の割合が高いのは、戦後、米軍が那覇市の海岸線を埋め立てて軍港の整備を行ったものですが、本土復帰に伴い、国有地へ編入された経緯があります。そのため、跡地利用については、国有地の公共用地への活用が望まれておりますので、この協議会がこのことについての協議の場となるよう、期待もいたしておりますので、よろし

くお願いいたします。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

それでは、続きまして、佐喜眞宜野湾市長、お願いいたします。

○佐喜眞宜野湾市長　私はうちなーぐちというよりも標準語もなかなか難しいので、できるだけ標準語でお話をさせていただきたいと思います。

まず、昨年４月に跡地利用推進法が策定されて、すばらしい法律だと感謝を申し上げたいし、並びに今回の協議会開催に当たりましては、山本大臣を初め、島尻政務官、内閣府の井上統括官をはじめ、スタッフの皆様方にも感謝を申し上げたいと思います。

もう一つは、資料４になりますけれども、ここが今回私どもの宜野湾市にかかるキャンプ瑞慶覧地区、いわゆる西普天間住宅地区の航空写真になっております。ここを見ていただきたいと思います。

このたび、特定駐留軍用地の指定を実施していただきました。重ねて、本当に感謝を申し上げたいと思います。

この西普天間住宅地区におきましては、返還が2014年、多分一番早く返還される予定となっていると思いますし、これは極めて時間的な余裕もないことからすると、遅滞なく跡地利用を進めていくためには、政府の支援がなければならないし、去る４月26日には、地主を含めて、国、県、市の実務担当者レベルの協議会を設置したところでございます。メンバーの中で、課題等々を含めて、共通認識を持つための当該地区の課題についての確認を行ったところであり、今後は作業部会を立ち上げながら、それぞれの課題について、解決に向けて整理整頓していきたいと思っておりますので、大臣を含めて、皆様方のお力添えを賜りたいと思います。

ただ、西普天間住宅地区につきましては、さまざまな課題がまだございます。まず自然環境や文化財調査が十分に実施されてなく、返還も間近に迫っていることから、集中的に資金や専門調査員を投入する必要があるということが言われると思います。

次に、昨年、地主の方々と国へも要請したんですが、国道58号線、この地図でいうと、ちょっと見づらいんですけれども、ここが58号線になります。インダストリアル・コリドーという地区がございますが、西普天間住宅地区の52ヘクタールというのは、袋小路みたいなことになっておりますので、どうしてもアクセスの問題が出てくると思います。ですから、私どもとしては、細切れ返還となった今回の状況ではなくて58号線へのアクセスができるような、健全なまちづくりに支障を来たさないようなことをお願いしたいと思いますし、また、そこは特段の御配慮をお願いしたいと思います。

当該地区は、土地利用が極めて困難な急傾斜地です。地図で言えば、緑が多くあるところでございますが、52ヘクタールのうち、21ヘクタールが急傾斜地となっておりますので、この取扱いについては、地主の負担にも影響がございますので、開発に遅れがないようなことが一番の懸念でございますので、そこも政府の支援といいますか、先行所得ができるようなことも含めて、ぜひ御配慮のほどお願いしたいと思います。

こういう課題を解決するためには、国の強力なサポート・支援なくしては、スムーズな開発はできないことと考えておりますし、また、先般の小野寺防衛大臣の、現地の視察の際においても、まずモデル地区として、この西普天間住宅地区をやっていきたいという強いお言葉をいただきましたので、ぜひ今回の統合計画がスタートするに当たりまして、西普天間住宅地区、いわゆる52ヘクタールが政府の最大限の支援の中で、これから返還跡地のモデル地区としての１つの配慮をお願いしたいと思います。

私ども宜野湾市としても、基地政策部という担当はあるんですけれども、全庁的な問題として、昨日、プロジェクトチームを立ち上げました。これは企画部、建設部、あるいは教育委員会を含めて、約13名の職員を含めて、兼任ではございますけれども、プロジェクトチームをつくり、この52ヘクタールに対して、鋭意努力していくことも含めて、今、頑張っているところでございますので、御報告も兼ねながら、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

あと、西普天間住宅地区が、ひいては普天間飛行場の481ヘクタールに私どもはつながっていくと思っております。西普天間住宅地区がしっかりと沖縄の思いというものをくみ取っていただきながら、ここを開発することによって、481ヘクタールの普天間飛行場の返還へとつながっていく。そして、その返還後には、跡地に対して、沖縄の県土再編も含めてですけども、21世紀沖縄ビジョンの中で謳われているような、鉄軌道、あるいは新たな産業づくり、沖縄の観光資源等も含めて、ぜひ普天間地区までつながりを持てるような返還、あるいはこれからの作業として、国の最大限の御協力をお願いしたいと思います。

統合計画におきましては、普天間飛行場の返還時期が2022年度となっておりますので、立入り調査を含めて、大規模公園や主要幹線道路、鉄軌道等々を含めた公共交通軸、あるいは都市基盤整備に係る計画、またそれに連動した周辺市街地の整備計画の具体化を同時に進めなければなりません。市全体の再編もありますので、その辺りもぜひ勘案していただきたいと思います。

最後になりますけれども、普天間飛行場については、大規模な跡地でございますから、国、県、市の連携協力体制はもとより、国家プロジェクトとしての位置づけも必要だと思いますので、国家プロジェクトとしての導入を考えていただければ幸いに存じます。本協議会においても、そのことを踏まえながら、お力添えを賜りますようお願い申し上げまして、西普天間住宅地区と普天間飛行場の跡地に対して、私どもの提案事項あるいは要望事項とさせていただきますので、大臣、よろしくお願いします。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

続きまして、松本浦添市長、お願いいたします。

○松本浦添市長　ハローエブリワン。無理やりうちなーぐち、共通語と続きましたので英語で入ってみましたけれども、本日はお招きいただきまして、まことにありがとうございます。浦添市から参りました、松本でございます。

基地返還に伴う課題は、全ての市町村において共通の部分があると私は認識しておりま

すので、浦添、牧港補給地区に限ったことを１点だけ。

従来から私どもが主張してきているとおりですけれども、浦添の牧港補給地区に関しては、今回、細かく４つの部分について分かれておりまして、先日、北側進入路の返還も具体的に決まりました。また、それ以外の部分は、御存じのように３分割の返還になっておりますので、私どもにとりましては、返還する側の主張とか説明もわからなくはないんでございますけれども、やはり我々としては、３つの部分を分割ではなく、一括で返還していただきたいというのが、従来からの主張でありますし、現在も変わっておりませんので、そこをきちんと整理していただいて、御理解を賜りたいと考えております。

今回は第１回目の協議会ということですので、これから、引き続き細かい点についてはいろいろと協議を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

引き続きまして、東門沖縄市長、お願いいたします。

○東門沖縄市長　沖縄市の東門です。

本当にこういう場を設けていただいたことに、私も心から感謝を申し上げたいと思います。なかなか、我々の意見を聞いていただける場所、私たちは何度も要請に伺っていますが、こういう場を通して、お話し合いができるということは、本当にありがたいことだと思っております。

さて、沖縄市の場合ですが、SACOの最終報告で、ロウワー・プラザ地区は、平成19年度末を目途に返還されるとなっておりまして、市長就任後すぐ、議会で問われ、市民から問われた経緯がございます。

私が就任する以前、平成15年度より、北中城村と沖縄市で跡地利用について、平成19年度末には返ってくるものと思って、地権者、市、村、一緒になって計画を立ててきたという経緯がございます。ところが、平成19年度末に返らない。

そういう中で、今日という日を迎えているわけですが、今回の統合計画との関連で、返還が可能だということになってきまして、改めて地権者も含めて北中城村とも一緒になって、何しろ約23ヘクタールのうち、約16ヘクタールが沖縄市、約７ヘクタールが北中城村ということですから、一緒になって、計画を再検討する必要があるだろうというところにきているのが現状です。

そういう中で、統合計画が出てきましたので、2024年度またはその後となっていますが、もう少し早くできないかというのが、私どものお願いでありますし、地権者の思いだという風に私は理解しております。

この中で、マスタープランの作成にかかる期間が３年間となっているものを少し短縮できないか。米軍基地ということで、特殊性がないわけではないでしょうけれども、そこのところをどうにかしていただけないかという思いが１つあるということ。

それから、文化財調査は、事前にさせていただきたいと、何度も米軍にお願いしても、なかなか受け入れていただけなかった。文化財がある、なしということは、やはり大事な

ことですから、これは早期実施させていただきたい。

この２点を、返還までの中でお願いしたいということがございます。

これもとても大事なことですが、同時に統合計画が出てきております。ここは跡地利用ですから、議論はされないかもしれませんが、しかし統合計画と跡地利用計画というのは、けして完全に切り離せるものではないと思っておりますので、それぞれについて、国がどのようにお考えかというのは、ぜひお聞きしたいところでございますので、よろしくお願いいたします。

細かいことについては、先ほど松本市長からもございましたけれども、ぜひ回を追うごとにしっかりと勉強しながら、また御意見等も伺っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

続きまして、野国北谷町長、お願いいたします。

○野国北谷町長　野国でございます。

北谷町からは、まずSACO合意の関係で、今、海軍病院が、宜野湾のほうに移りましたけれども、そこはSACO最終報告で2007年度末、平成19年度末には返還しますということでございました。町としましては、当然その時期には返還されるということで、地権者も含めて、まちづくりの利用計画をつくってきております。これが今回の統合計画の中で、2024年とか、2022年とか、あるいはまた、返還可能なところが、2025年以降という形のものになっております。ここは先ほども御提示がありましたけれども、個別の相談ができるようにということでしたので、ぜひここは個別にお話し合いをさせていただければありがたいと思っております。

それから、今度の統合計画の中で、FEコンパウンドと言われるキャンプ瑞慶覧内の白比川沿岸で北谷城（ちゃたんぐすく）があるところですけれども、ここは非常に傾斜地あるいは文化遺産ということで、手がつけにくいところであります。したがって、こういったところは、緑地の保全も含めて、また歴史的な遺産でございますので、こういったことについて十分に国の支援で返還をしていただきたいと思っております。また、その中で、大雨のたびに氾濫する川がございますけれども、河川改修が先行できるようお願いをしたいと思っております。

それから、いろいろと道路の計画とか、あるわけですけれども、国道の拡幅工事につきましても、ぜひ早目に着手できるよう、ここは事業が決まっておりますので、ぜひお願いをしたいところであります。

それから、土壌の汚染等につきましては、全面積を調査してもらいたい。キャンプ桑江の北側の経験からいいますと、返還区域の10％相当面積の調査が、その蓋然性を理由に実施され引渡しされましたけれども、その後に汚染土壌が見つかり、それから地下埋設物が見つかったりして、地主への返還が遅れて、結局は地主の皆さんが不利益を被ったということもございますので、ここは全土地を調査していただきたいということがございます。

それから、国有地等については、まちづくり、あるいは公共施設等への準備等もございますので、駐留軍用地跡地ということで、無償で全市町村に譲渡をお願いしたいと思っております。また、先ほどの文化財調査についても、国の責任できちんとやっていただきたいということでございます。

海軍病院等が移っておりますので、キャンプ桑江南側の跡地利用計画等は、町としては、何とか早目に進めたいと思っておりますから、個別に御相談ができるようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

続きまして、新垣北中城村長、お願いします。

○新垣北中城村長　新垣でございます。

まずもって、こういう推進協議会をスタートしていただいて、心から感謝申し上げたいと思っております。

北中城村に関しては、キャンプ瑞慶覧の喜舎場住宅地区の一部、５ヘクタールですが、特定駐留軍用地には指定されていないんですが、今、ここはETCの４分の１が走っております。村としては早めにフル化に向けて事業をスタートさせたいと思っています。ぜひ、５ヘクタールですので、何とか早めの返還をお願いしたいと思っております。これは個別に御相談をさせていただきたいと思っております。

うちの場合、アワセゴルフ場跡地が返還されて、これから造成工事が始まるんですが、これまで返還前もいろいろあったんですが、これはこれからの協議会の中での議論になるかと思うんですが、返還された部分だけではなくて、やってみたら、周辺もかなり影響してくるなと思いまして、これは雨水の流末水路とか、河川とか、交通網、また、その返還区域の余分な土はどうするか、いろんな課題が出てきます。そういう課題が出てきた場合、こういう協議会で論議ができ、具体的な課題は関係省庁とも調整ができたらありがたいと思っております。

私からは以上です。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

それでは、最後に仲井眞沖縄県知事、お願いいたします。

○仲井眞沖縄県知事　私のほうでは３点ばかりなんですが、今、市町村長さんたちから話があったことのまとめみたいなものです。

第１に、返還前の立入り調査その他というのは、今、いろいろお話がありましたが、これは意外に実現が難しいので、お国のほうで、法律の趣旨にのっとって、またお力をきちっと発揮して、これが実現できますよう、よろしくお願いいたします。立入り調査等々が間に合うようにしてください。

第２は、宜野湾市の西普天間住宅地区の話ですが、拠点返還地への指定、そして、国の方針の作成に早期に取り組んでいただきたい。

第３は、具体的な話が、今、北谷町長ほか皆さんからいろいろありましたけれども、そうなりますと、共管の大臣さんになるんですか、防衛大臣そして国土交通大臣にもぜひ御出席いただいて、我々の話をじかに聞いていただければと思います。ぜひ次回は防衛大臣、国土交通大臣の御出席をお願いできないかというのが、お願いでございます。

以上です。

○山本内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）　ありがとうございました。

今日は時間が限られておりまして本当に申し訳ございません。ここを25分ぐらいに出なければいけないものですから。

今日はいろんな御意見をいただきました。大きく分けると、西普天間住宅地区についてのお話など各地区の跡地利用の内容、支援、これに関連した返還までの立入り調査、国有財産の活用等、早期の返還、一部返還、返還時期の話、今後の協議会の進め方等々、大きくいうと、そんな感じの４つだと思います。

最初の跡地利用の中身については、今後、協議会でしっかり協議をしてまいりたいと思います。事務的にも相談しながら、関係省庁とも連携をして、個別に対応をしてまいりたいと思います。仲井眞知事からございましたので、関係大臣は呼べることになっていると思いますが、また検討させていただきたいと思います。

立入り調査も、何人の方からか出ておりましたが、これも重要なテーマとして、具体の事案に即して、関係省庁と連携しながら、対応していきたいと思います。

返還時期の話は、防衛省、外務省にもしっかり伝えていきたいと思います。

今後の協議会の進め方ですけれども、協議する中身は、今後、跡地ごとの取組の進捗状況に応じて、皆さんと相談をして、その都度、決めていきたいと思います。協議会の進め方については、あまり多くの意見は出なかったんですけれども、いろいろこの要領で泳げるところもありますから、柔軟にやらせていただきたいと思います。

いずれにせよ、今日は第１回目ということで、いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございました。

翁長市長から出ました、土壌汚染、環境の話もよく考えないといけないと思っていますし、国有地、公共用地の活用も対応していかなければいけないと思います。

宜野湾市長からは、プロジェクトチームをつくったというお話もありましたけれども、以前からお聞きしている58号線のアクセスの話もありますし、インダストリアル・コリドーという話、あるいは52ヘクタールのうち21ヘクタールが急傾斜地だという話もありましたから、こういうこともよく議論させていただきたいと思います。国の強力な支援が必要だということ、小野寺大臣の言ったモデル地区としての重要性、これもしっかりと協議をさせていただきたいと思います。

松本浦添市長の牧港補給地区の一括返還もしっかり議論をさせていただきたいと思います。

東門市長からも、SACOの最終報告のロウワー地区の話がありましたけれども、返還を早

められるかどうかは、これはちょっと関係各省と連絡をしていきたいと思います。統合計画と跡地利用は完全に引き離せないという御指摘もありましたが、この辺もちゃんと問題意識を持って議論させていただきます。

野国町長さんからも、SACO合意の話がありましたし、FEコンパウンドの話もありました。こういうこともしっかりと議論していきたいと思います。キャンプ桑江の跡地利用の支援もしっかり議論させていただきたいと思います。

北中城村長からも、返還をしてみると、さまざまな問題が出てくるということで、こういうこともここで議論したいということです。協議の場を設けていきたいと思います。

行ったり来たりで、まとまらなかったんですけれども、とりあえず、今日は第１回目ということで、これを踏まえて、次回から本格的に皆さんと議論をしていきたいと思っております。

官邸の会議があって、今日はぎりぎりで申し訳ございません。もっと十分に御議論したかったんですが、次回から本格的にお話をさせていただければと思います。

事務局から何かございますか。いいですか。よろしいでしょうか。

それでは、とにかく今日立ち上がったということですから、この場所を最大限に活用して、知事からもありましたが、積極的な議論ができる環境をつくっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。駆け足で申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

以上